

三豊市総合教育会議（令和元年度第2回）

日時 令和元年11月26日（火）

午後3時30分～

場所 三豊市危機管理センター202会議室

【次第】

- 1 開会

- 2 市長挨拶

- 3 教育長挨拶

- 4 協議事項
 - (1) 三豊市教育大綱（素案）について
 - (2) その他

- 5 閉会

【会議資料】

資料1 三豊市教育大綱（素案）

三豊市教育大綱（素案）



令和 2 年度～令和 5 年度

香川県三豊市

基本理念

夢にチャレンジ

情報技術が飛躍的に進化し、グローバル化が進展する予測困難な社会でも、子どもも大人も夢や希望を抱ける環境を作ります。

その上で変化する社会の中でも人と人とのつながりを大切にして、夢と希望を実現するための知性、感性、創造力に富む人材の育成に努めます。

基本目標

1. 夢を抱き可能性にチャレンジできる多様な選択肢と教育機会の提供
2. 自ら学び、思考力・判断力・表現力を高め、生きる力を培う教育の充実
3. 夢や情熱を育てる文化芸術・スポーツの振興と地域の伝統・文化の継承・発展
4. 絆を強め、学校・家庭・地域が連携して取り組む青少年の健全育成
5. 一人ひとりの多様性と人権が尊重される地域・まちづくり

主要施策

1. 夢を抱き可能性にチャレンジできる多様な選択肢と教育機会の提供

子どもたちが将来への夢を抱き、その実現に向けて多様な選択肢の中から可能性にチャレンジすることができるような教育機会の拡大を推進します。

また、市民一人ひとりが、あらゆる機会・場所において学習することができ、その成果を生かすことのできる力を育成し、学習や活動で得た知識・能力を生かし、豊かな地域づくりに貢献できる仕組みをつくっていきます。

重点項目

- ◆ 将来の夢実現に向けて、多様な領域等に対する興味や本物への憧れを抱き、主体的に探究できる教育機会の選択肢拡大を図ります。
- ◆ 市民一人ひとりへの学習に関する情報を提供します。
- ◆ 地域間・世代間で取り組む学習機会の充実と交流を推進します。
- ◆ 様々な分野で活躍する人々の生き方を学ぶ機会を提供します。
- ◆ 地域ボランティア等による読み聞かせ活動の充実を図ります。
- ◆ 豊かな想像力・感性を育むための読書活動を推進します。

2. 自ら学び、思考力・判断力・表現力を高め、生きる力を培う教育の充実

教育の第一義的責任は家庭にあり、家庭教育はすべての教育の出発点となります。子どもたちにとって心のよりどころとなる家庭を、関係機関や地域全体で支え、支援していく体制づくりに努めます。

また、確かな学力や豊かな心、健やかな体力づくりの一層の充実を推進し、三豊市の子どもたちがこれからの変化の激しい社会に対応できる生きる力を育てていきます。

重点項目

- ◆ 適度な睡眠・運動、バランスの良い食事、あいさつなど、基本的な生活習慣の定着をめざします。
- ◆ 子どもの成長段階に即した、保護者への家庭教育に関する学習機会を提供します。
- ◆ 特別な支援を要する子ども一人ひとりに応じた教育や、0～18歳における包括的な子育て支援の充実を図ります。
- ◆ 子どもたちの表現する力、考える力、伝える力の育成に向け、論理的思考力の基礎となる母国語教育の強化を図りながら、主体的・対話的で深い学びのある授業の成立をめざします。
- ◆ グローバル社会に対応していくための外国語教育やICT活用能力等の向上をめざします。
- ◆ 保育所、幼稚園、小学校、中学校が連携した指導体制の強化を図ります。

3. 夢や情熱を育てる文化芸術・スポーツの振興と地域の伝統・文化の継承・発展

誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会になるよう、市内スポーツ施設の有効活用や多様なスポーツ活動の普及促進に取り組みます。また、地域のスポーツ団体やスポーツクラブの活動をより充実したものにするための環境づくりや支援を行うとともに、子どもたちの夢や情熱を育み、選択できるスポーツの維持に努めます。

さらに、トップアスリートと地域におけるスポーツとの連携やプロスポーツの見学・スポーツ教室の参加を通じて、スポーツの裾野の拡大を図ります。

市民主体の文化芸術活動の活性化を促進していくとともに、子どもたちの感性や想像力が磨かれるような舞台や芸術イベントをはじめ、広く市民が良質な文化芸術にふれあうことのできる機会の拡充に取り組みます。

また、関係機関と連携をとりながら、指定文化財を後世に残し次世代に継承するため、適切な保護及び活用に努めます。さらに、状況に応じて埋蔵文化財の発掘調査を行い、歴史的財産の把握を行います。

重点項目

- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を通じた世代間交流を推進します。
- ◆ 運動習慣の定着と体力の向上に努めます。
- ◆ トップアスリートと連携したスポーツ教室を実施します。
- ◆ プロの芸術家・音楽家など、本物に触れる機会をつくります。
- ◆ 伝統行事等への積極的な参加をとおした地域とのふれあいを推進します。
- ◆ 豊かな感性や情操を育む参加体験型学習等を実施します。
- ◆ 地域の人々を指導者とした、ふるさとの歴史・文化の伝承に努めます。
- ◆ 地域の人・モノ・技術をとおしたふるさと学習を推進します。
- ◆ 文化財の保存・活用と次世代への継承に努めます。

4. 絆を強め、学校・家庭・地域が連携して取り組む青少年の健全育成

青少年が健やかに育成されるよう、家庭・学校・地域・警察・関係団体と連携強化を図り、補導・相談・環境浄化など総合的な青少年健全育成活動に取り組みます。

また、市民が各種パトロール活動や見守り活動などに積極的に参画し、地域での防犯意識の向上や有害環境の浄化に努めるとともに、携帯電話やインターネット等を利用した犯罪、有害情報から青少年を守る啓発活動を実施します。

重点項目

- ◆ 青少年が健やかに育成される、安心・安全な地域づくりを推進します。
- ◆ いじめを許さない心を育むなど、規範意識や自立意識の向上のための体験活動・事業を実施します。
- ◆ 学校や地域でのあいさつ運動やふれあい活動を推進します。
- ◆ 情報機器に関する学習機会の提供など情報モラル教育の充実に努めます。

5. 一人ひとりの多様性と人権が尊重される地域・まちづくり

日本国憲法の三大原則のひとつである、基本的人権（自由権、平等権、社会権、基本的人権を守る権利等）の尊重が私たちの社会をかたちづくっていることを深く認識し、人権問題を自分自身の問題として認識することができるよう、**多文化共生社会の推進に向けての人権教育の充実**を図ります。

また、現実存在するあらゆる差別やいじめを、主体的になくしていく意欲・行動力を持った人材を育成します。

重点項目

- ◆ 人権教育に対する理解と認識を深めるための研修会・講座**を実施します。**
- ◆ 地域と連携し、社会教育施設等における学習活動の**充実を図ります。**
- ◆ 人権教育教材集、人権教育紙芝居などを活用することにより、**人権問題を解決する行動力の育成に努めます。**
- ◆ なかまとつながり、自分を成長させる**集団づくりの定着を図ります。**
- ◆ **多文化共生社会（ダイバーシティ）への理解と認識を深めるための教育・啓発に努めます。**